

経済活性化対策住宅改修等促進事業

市内業者で施工する住宅改修などの経費の一部を助成します

両商工課

地域経済の活性化と居住環境の向上を図るため、これまでの「彦根市緊急経済対策住宅リフォーム促進事業」を廃止し、新しい制度を始めます。市内に本社がある法人または、市内に住所がある個人の方の施工業者を利用して、住宅の改修等を行う場合に、その経費の一部を助成します。

ご利用いただけるよう、新制度では、旧制度から次の3点の改善を行いました。
▼助成対象工事の範囲を増築や外構工事などにまで拡大
▼事前申し込みの受付回数を年1回(4月頃)から年2回(4月頃と10月頃)に増加
▼申請者の手続きの回数を、3回(事前申し込み・交付申請・実績報告)から2回(事前申し込み・交付申請(兼実績報告))に縮減

対象工事 次の①～③を全て満たしている工事
①「増築、改築、修繕、補修等の工事」「下水道工事」「外構工事」「防犯対策工事」「省エネ対策工事」のいずれかの工事
②平成26年度中の工事(4月1日以降に着工し、平成27年3月31日まで完了する工事)
③助成対象工事の経費が20万円以上(消費税を含む)の工事

※対象となる工事について、本事業と併せて、他の補助(国・県や彦根市)を受ける場合、他の補助の対象となる経費は、助成対象経費から外します。事前にご相談ください。
※詳しくは、本事業の「手引き」をご覧ください。「手引き」は、両商工課、支所、出張所で配布するほか、彦根市ホームページにも掲載しています。



対象住宅

市内の住宅。ただし、マンションなどの集合住宅は自己所有部分のみを店舗などの併用住宅は居住部分のみが対象です。事務所や店舗、賃貸アパートなどは対象外です。

対象者

次の①②の全てを満たしている人
①市内に住民登録を有する人で、対象となる住宅を自ら所有し、居住している人
②市税や彦根市の各種融資の償還について滞納がない人
▼助成を受けられるのは、同一住宅および同一人に対して1回限りです。

▼対象となる住宅および土地が共有名義でも、複数人による申し込みはできません。旧制度の「彦根市緊急経済対策住宅リフォーム促進事業」の活用者も対象です。
助成額 助成対象工事経費の10%で、最高10万円(千円未満は切り捨て)



申込方法

「第1回事前申し込み」 両商工課、支所、各出張所にある「事前申込書」に必要事項を書いて、両商工課(市役所3階)の窓口へ提出してください。申込書は彦根市ホームページからダウンロードすることもできます。

申込者が多数の場合は、予算の範囲内で抽選を行います。当選者には、「助成候補者決定通知書」および交付申請の方法を明記した『助成金交付申請の案内』を、落選者には「落選通知書」をそれぞれ5月下旬に送付します。

受付期間(第1回)

4月1日(火)～5月9日(金)
※平日午前8時30分から午後5時15分まで
※「第2回事前申し込み」は、

地域通貨「彦」を燃やすごみ専用袋と交換できます

両まちづくり推進室

4月1日(火)から、地域通貨「彦」を、家庭用の燃やすごみ専用袋(特大)と交換できるようになりました。
交換条件 地域通貨「彦」1枚を、家庭用の燃やすごみ専用袋(特大)1袋10枚入りと交換
交換窓口 両まちづくり推進室(市役所1階、支所)
問い合わせ先 両まちづくり推進室 ☎30・6117番 FAX22・1398番

市役所の組織が一部変わります

両人事課

新たな行政課題に適切に対応し、効率的な行政運営を行うため、4月1日(火)から事業の担当課や組織を一部変更します。

建築住宅課の設置

市営住宅への入居者のニーズに迅速かつ適確な対応を行うため、これまで建物の修繕を担当してきた建築指導課建築係と、市営住宅の入居者対応を行ってきた住宅管理室を統合します。

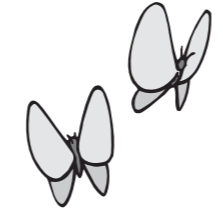
地域経営推進室の設置

市民の皆さんが安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現と、地方分権時代にふさわしい行政体制を実現するため、企画課に地域経営推進室を設置します。

臨時給付金支給室の設置

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の支給事務をするため、福祉保健部に臨時給付金支給室を設置します。彦根城世界遺産登録準備室の設置

彦根城の世界遺産登録を推進していくためには、その構成資産となる国指定文化財の



歴史民俗資料室の設置
彦根の歴史や文化に関する資料の収集や調査など文化財課に新たに歴史民俗資料室を設置します。

「国際交流」業務担当課の変更

「国際交流」にかかる業務担当課が、企画課から人権政策課に変わります。
市史編さん室の廃止
文化財課に設置していた市史編さん室を廃止しました。

問い合わせ先 両人事課 ☎30・6106番、FAX22・1398番

幼稚園・保育所の窓口を統合します

両子育て支援課
これまで教育委員会で行っ



市長と話しませんか

今年度1回目巡回市長室

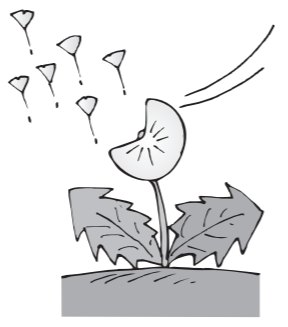
両まちづくり推進室

市長が市内各地に出向き、地域の課題を身近に感じられている市民の皆さんとお話します。この「巡回市長室」は、市

てきた幼稚園に関する業務を両子育て支援課が行います。窓口では幼稚園・保育所の入園・入所の手続きや、保育に関する情報を提供します。認定子ども園の検討や、既存施設を活用した待機児童の解消、幼稚園教諭・保育士の資質を高めるなど、幼児期の教育や保育の向上のために取り組みます。

問い合わせ先 両子育て支援課 ☎23・9597番、FAX26・1768番

民の皆さんとの情報交換、交流の場です。参加を希望する人は、次のとおり、事前の申し込みをお願いします。
日時・場所
①4月22日(火) 午前10時～正午 南地区公民館(甘呂町) ☎25・5177番
②4月24日(木) 午前10時～正午 東地区公民館(大東町) ☎24・4951番
申込期間
①4月1日(火)～同19日(土)
②4月1日(火)～同23日(水)
面談時間 1人(団体)当たり20分程度
対象 市内に在住・在勤の20歳以上
※市内の自治会や市民活動団体なども対象とします。団体の場合は、代表者2人以上との面談とします。
※政治、宗教、営利を目的とする個人、団体は対象としません。
※市長と参加者との面談の様子は、録音、録画したうえ、原則として彦根市ホームページで公開します。これに同意いただけない場合は申し込むことができません。
定員 1会場当たり5人(団体)(先着順)
申込場所 会場となる場所の窓口のみで受け付けます。



申込方法 会場となる場所にある申込書に必要事項を書いて申し込んでください。電話、FAXでの申し込みはできません。
問い合わせ先 両まちづくり推進室 ☎30・6117番 FAX22・1398番

副市長に 山根 裕子さん
任期は、平成26年4月1日から同30年3月31日までの4年間です。